

IV コンパクトで潤いと安らぎのある魅力的なまちづくり

《基本施策》

高齢化の進行や人口構成の変化に伴い、地域ごとに介護需要も異なってくることから、医療及び介護の提供体制の整備を「まちづくり」の一環として位置付け、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、住宅や居住に係る施策との連携を図ります。

1. 「コンパクトなまちづくりと利便性向上への取組み」……………

超高齢社会の進行を見据え、生活者の視点を第一に、必ずしも自動車に頼らなくても、徒歩や自転車、公共交通を利用することで、買い物や医療・介護等の福祉サービスが享受できる、すべての人にやさしく、コンパクトなまちづくりの推進に努めます。

また、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、生活支援型施設の整備など、地域に必要な都市機能の集約化を進め、公共交通等のネットワークを一層強化することで、良好な住環境の整備に努めます。

2. 「バリアフリーの推進と潤いのある生活空間の整備」……………

あらゆる人々が安心して暮らせるよう、住宅改修への支援や、市営住宅や歩道などの公共施設等のバリアフリー化の推進などに努めます。

また、ゆとりとやすらぎを持って暮らすことができるよう、快適な歩行者空間の整備、緑化の推進や公園の整備、高齢者のふれあいの場の確保など、潤いのある生活空間の整備に努めます。

3. 「安心できる住まいの確保」……………

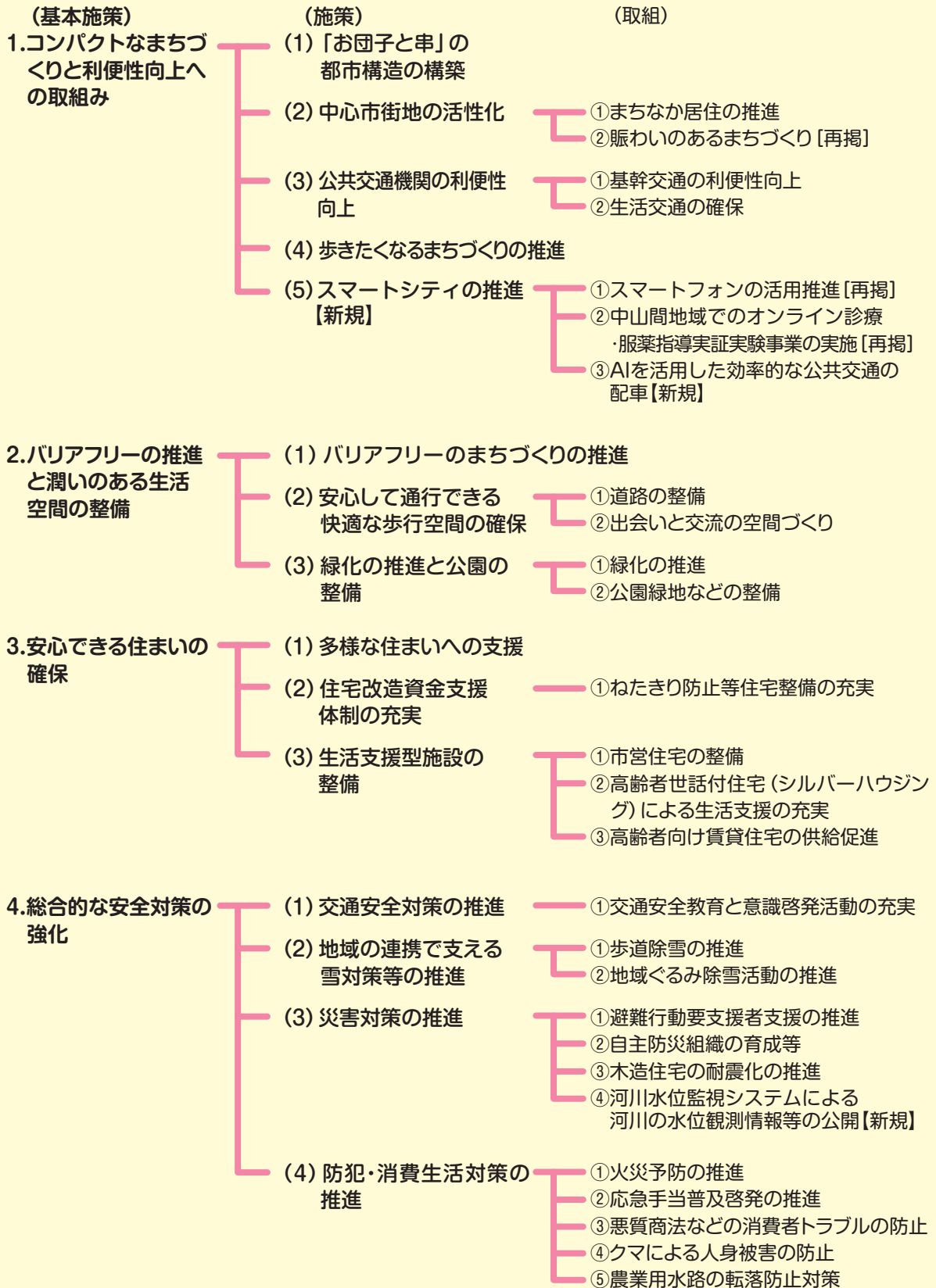
高齢者が、それぞれの生活や心身の状況に応じた住まいを選択でき、安心して暮らし続けることができる生活環境を確保するため、地域の実情に合った高齢者の住まいの在り方について、福祉施策と住宅施策の双方の観点から検討していきます。

4. 「総合的な安全対策の強化」……………

高齢化の進行やひとり暮らし高齢者の増加等の影響から、地域コミュニティ機能の低下が懸念される中、高齢者が安心して安全に暮らせるまちづくりを進めるため、交通安全や雪対策、防災・防犯・消費生活対策など、地域住民の皆さんとの協働のもと総合的な安全対策の推進に努めます。

《施策の体系》

「コンパクトで潤いと安らぎのある魅力的なまちづくり」の体系



《基本施策》

1 コンパクトなまちづくりと利便性向上への取組み

(1) 「お団子と串」の都市構造の構築

本市が目指すコンパクトなまちづくりは、生活者の視点を第一に、自動車に依存しなくても日常の生活サービスを利用できる生活環境の形成を目指すものです。

このことから、「富山市都市マスタープラン」において、「『鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化等の都市の諸機能を集積させることにより、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり』の実現」を本市のまちづくりの理念として定め、徒歩圏を「お団子」に、公共交通を「串」に見たてた都市構造の構築に努めています。

超高齢社会の進行や団塊世代の高齢化に伴い、自動車を自由に使えない人であっても、医療や介護等の福祉サービスが享受できるような生活環境の整備が必要であり、地域の核となる「お団子」への医療・介護等の施設を誘導するとともに既存の福祉施設を充実させることなどにより、健康に不安があったり、介護が必要な状態になっても訪問診療や介護保険サービス等を利用しながら、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、生活環境の整備に努めます。

また、「串」である公共交通を活性化することにより、車を利用しなくても日常生活に必要な機能を利用できる、日常の移動手段として使いやすいサービス水準を確保する施策を推進することで、自動車を自由に使えない人、特に高齢者にとって生活しやすい環境づくりに努めます。

※令和元年度実績は、コロナ禍前の実績として、参考に掲載しております。

◆総人口に占める「公共交通が便利な地域に居住する人口」の割合

	令和元年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み	令和8年度目標
総人口に占める「公共交通が便利な地域に居住する人口」の割合	38.8%	39.9%	40.6%	42.0%

(2) 中心市街地の活性化

中心市街地は、人、もの、情報などが交流し、集積する拠点であることから、本市の顔としての役割を果たしている同地域を、高齢者をはじめ、いろいろな人が住み、集い、賑わいのある街となるよう、必要な施設整備を行うとともに、活性化に向けた市民やNPO、商業者などの活動の支援に努めます。

① まちなか居住の推進

まちなかの賑わいや活動の基となる定住人口を増やすため、まちなかでの戸建て住宅やマンションの取得費のほか、世帯員の増加につながる住宅リフォームの工事費や賃貸住宅入居に伴う家賃を支援するとともに、事業者が行う共同住宅建設や宅地整備を支援し、まちなかでの住宅建設の促進と生活利便性の向上を図ることで、多様な世帯の居住を推進します。

② 賑わいのあるまちづくり [再掲]

公共交通のサービスの向上に取り組むとともに、中心商店街において賑わい施設の運営や生活利便施設の充実を図り、利便性の高い、賑わいのあるまちづくりに努めます。また、高齢者が気軽にまちなかに出掛けて、買い物や散歩を楽しめる仕組みづくりに努めます。

◆おでかけ定期券事業

(3) 公共交通機関の利便性向上

公共交通機関は、移動に制約のある高齢者や障害者の「移動手段の確保」という観点から、大きな役割を担っています。

今後、車の運転に不安を感じる高齢者等が増加することも想定されることから、安全で、身体的に負担の少ない方法で移動できる公共交通機関の充実を図るとともに、関連事業者への支援や、駅舎・バスターミナル等の旅客施設のバリアフリー化、歩行環境の改善・整備、転落事故防止などの周囲の人への啓発を図ります。

① 基幹交通の利便性向上

鉄軌道及び幹線バス路線において、運行本数の増加や交通結節点の整備など、公共交通の活性化を推進するとともに、軌道停留場・バスターミナル等の旅客施設及びノンステップバスの導入支援など車両のバリアフリー化を進め、利用者の利便性・快適性の向上を図ります。

② 生活交通の確保

郊外や中山間地域でのシビルミニマムとしての交通サービス水準等を考慮し、コミュニティバスの効率的な運行や地域自主運行バスの運行支援・導入推進、AIオンデマンド交通システムなどの新たなモビリティサービスの導入推進等、行政と地域が協働で地域特性に応じた生活交通の確保に取り組めます。

また、地域の身近な拠点となる地区センターにバス停を併設することで、地区センターを拠点とした移動の確保に努めます。

※令和元年度実績は、コロナ禍前の実績として、参考に掲載しております。

◆公共交通利用者数

	令和元年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み	令和8年度目標
公共交通1日平均利用者数の 富山市人口当たりの割合	15.7%	14.5%	14.5%	15.9%

(4) 歩きたくなるまちづくりの推進

日常生活の中での「歩くライフスタイル」を推進することは、人とまちの接点生まれ、地域の小売店での消費や、公共交通の利用、ふれあい機会の増加、コミュニティの醸成など、都市全体の活力向上につながる、まちづくり効果が期待されるとともに、健康づくりにも寄与します。このことから、歩くライフスタイルの普及啓発等を通して、健康づくりとまちづくりが融合した歩きたくなるまちづくりの実現、さらには将来市民が健康で幸福に暮らす活力ある都市の創造を目指します。

(5) スマートシティの推進【新規】

① スマートフォンの活用推進【再掲】

高齢者を対象としたスマートフォンの基礎的な使い方を学ぶ講座や、日常が豊かになる便利な使い方をまちなかを散策し楽しみながら学ぶ教室などを実施し、スマートフォンの活用により暮らしを豊かにするための支援を行います。

◆おでかけスマホセミナー

	令和5年度見込み	令和8年度目標
開催回数	10回	10回
参加者数	100人	100人

② 中山間地域でのオンライン診療・服薬指導実証実験事業の実施【再掲】

中山間地域における通院負担の軽減や医療資源の効率化を図り、中山間地域住民の健康増進に寄与する試みとして、中山間地域オンライン診療・服薬指導実証実験を実施します。

③ AIを活用した効率的な公共交通の配車【新規】

利用者の予約に対してAIによる最適な運行ルートを設定し、リアルタイムに配車を行う「AIオンデマンド交通システム」を導入します。

2 バリアフリーの推進と潤いのある生活空間の整備

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

すべての人が利用しやすい空間を形成するために、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）を踏まえ、公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、整備にあたっては、交通機関、道路、歩道、建築物など、「施設間等の移動の連続性」の確保に努めます。

- 高齢者や障害者を含めたあらゆる人々に配慮した建築物、道路、公園、公共交通機関等の整備について、市民のまちづくりへの参画意識を高めながら、市民、事業者、行政は協力してバリアフリー化に努め、その整備促進を図ります。
- バリアフリー法や富山県民福祉条例に基づき、建築物のバリアフリー化に関し、民間の建築物に対する指導・助言を行います。
- 加齢などに伴う身体機能の低下や身体障害の発生に対応できるよう、個人の住宅等のバリアフリー化に対する貸付や助成等の各種支援制度の周知に努めます。
- 施設やものを作るとき、「高齢者を含めたすべての人が利用しやすいよう、はじめから意識して整備する」という生活環境のユニバーサルデザインの啓発に努めます。

(2) 安心して通行できる快適な歩行空間の確保

高齢者を含め、多くの人が安心して快適な社会生活を送ることができるよう機能・効率面に加え、賑わいに満ちた空間としての道路、風景と一体となった美しい道など豊かさや潤いのある道づくり、歩道づくりなどを進めます。

① 道路の整備

道路は市民の生活に密着したものであることから、「車と歩行者等が共存し、安全に移動できる道路」を目指し、歩道の整備及び主要道路における歩道の段差・傾斜の解消を進めることで、全ての人が安心して通行できる快適な歩行者空間を確保します。

◆歩行者空間の補修工事

	令和5年度見込み ※令和3年度から3か年	令和8年度目標 ※令和6年度から3か年
延長	1.19km	1.50km

◆歩行者空間の整備工事

	令和5年度見込み ※令和3年度から3か年	令和8年度目標 ※令和6年度から3か年
延長	0.43km	0.66km

② 出会いと交流の空間づくり

まちなかでの滞留時間を増やし、賑わいを創出するため、公開空地と一体となった歩道、歩行者が小休憩できる緑や花のあるスペース、自転車駐車場、様々な施設への誘導サインなどを整備するとともに、ハンギングバスケットの設置により潤いと彩りのある歩行空間を創造し、まちの魅力を高めます。また、老朽化した側溝などの再整備を図り、まちを訪れる人が快適に歩くことのできる歩行空間や自転車の走行空間の形成に努めます。

◆無電柱化に伴う歩道整備

	令和5年度見込み ※令和3年度から3か年	令和8年度目標 ※令和6年度から3か年
延長	58.2m	27.8m

(3) 緑化の推進と公園の整備

高齢者が花や緑に親しめるよう、市街地における緑あふれる景観の確保や公園緑地の整備など、市民の緑化意識の高揚を図りながらまちの中に花や緑を増やし、維持するための施策を展開します。

① 緑化の推進

身近な環境の中に、人の心をなごませる花と緑を増やすため、市民・事業者・行政が一体となった持続性のある取組を進めます。

このため、市民自らが緑豊かなまちづくりを考え、実行する市民主体の緑化活動を推進するとともに、リーダーとなる人材の育成や、花のあるまちづくり推進を支援します。

② 公園緑地などの整備

都市公園や緑地は、都市部の緑豊かな景観を構成し、市民が自然や緑に親しみ、安らぎを感じられる空間として、スポーツ・レクリエーションや交流活動行う場として、さらに、災害時の避難場所として重要な役割を担っています。

今後も、地域に密着した身近な近隣公園をはじめとして、地区公園や総合公園、運動公園など、利用者である市民の多様なニーズに配慮しながら、都市公園や緑地のバリアフリー化など、福祉社会に対応した公園緑地の整備に努めます。

3 安心できる住まいの確保

高齢者の居住のあり方は、年齢、身体状況、家族の状況等に応じて変化するものです。また、高齢者の住まいに対する意識は、社会情勢や家族構成・ライフスタイルの変化に伴って変化しており、さらに高齢者人口の増加もあいまって、今後は高齢者の一人暮らし、あるいは高齢者のみの世帯がますます増加することが予想されます。

このため、高齢者自身が生きがいを持ち、自立した生活を送る上で、最も望ましい居住形態を主体的に選択できる環境を整えることが必要です。

(1) 多様な住まいへの支援

高齢者の住まいに対する多様なニーズに対応するため、また、高齢者が安心して安全に暮らし続けることのできる住まいとするため、軽費老人ホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等に対し適切な指導・支援を行い、質の確保に努めるとともに、需要に合わせた供給促進を図ります。

◆入居定員総数（令和5年10月1日時点）

	入居定員総数
有料老人ホーム (うち特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの)	1,754人 (うち 27人)
サービス付き高齢者向け住宅 (うち特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの)	1,331人 (うち 126人)

(2) 住宅改造資金支援体制の充実

高齢者の自立を促すために住宅内の段差解消や手すりの設置、便所の洋式化、居室の車椅子対応化等、既存住宅の改善を支援します。

① ねたきり防止等住宅整備の充実

介護保険制度における「居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）」との連携と整合性を図りながら、身体機能が低下してもできる限り自宅で生活し、ねたきりにならないよう高齢者向けの住宅整備を支援します。

(3) 生活支援型施設の整備

高齢者等が保健福祉サービスを利用しながら地域社会の中で生活できるよう、生活支援型施設の整備を図るとともに、公営住宅などの整備にあたっては、高齢者等の安全面に十分配慮し、バリアフリー化を図り、良質な住環境の確保に努めるとともに、民間による優良な賃貸住宅の供給促進を図ります。

① 市営住宅の整備

快適な生活環境を提供するため、市営住宅の構造や設備、機能などの更新を行うとともに、超高齢社会の進行に対応するため、段差解消等のバリアフリー性能の向上や遮音・断熱・耐久性能の向上を図るなど、住環境の向上のための改善・整備を進めます。

さらに、福祉施策とも十分に連携しながら、既存住宅のバリアフリー化など、高齢者向けの住戸改善に努めます。

◆高齢者向け改善住戸の整備

	令和5年度見込み	令和8年度目標
改善住戸数	累計：108戸	累計：111戸

② 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）による生活支援の充実

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）は、高齢者の生活特性に配慮して手摺や緊急通報システム等を設置したバリアフリー住宅で、生活援助員の常駐や福祉施設等との連携により、日常の生活指導や安否確認、緊急時の対応といった各種サービスが提供される高齢者向けの市営住宅です。

また、居住者と地域住民との交流が図られるよう団らん室等も整備されていることから、これらの資源を活用し、入居者が安全かつ快適な生活を送れるよう支援します。

③ 高齢者向け賃貸住宅の供給促進

高齢者が安心して暮らすことができる居住環境を整備するため、歩いて暮らせる利便性の高い地域で民間事業者が建設する高齢者向けの優良な賃貸住宅に対し支援を行い、福祉サービスと連携した賃貸住宅の供給を促進します。

※令和元年度実績は、コロナ禍前の実績として、参考に掲載しております。

◆優良賃貸住宅の供給戸数

	令和元年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み	令和8年度目標
供給戸数	159戸	159戸	159戸	209戸

4 総合的な安全対策の強化

(1) 交通安全対策の推進

交通安全意識の向上を推進し、交通事故防止に向けた取組を展開していく必要があります。また、道路・歩道・安全施設など道路交通環境の整備を進めることも必要です。

① 交通安全教育と意識啓発活動の充実

富山県が依頼した交通安全アドバイザーが高齢者宅を訪問し、反射材の普及や交通安全指導を行うことで高齢者の交通安全意識を高め、事故防止を図ります。

さらに、高齢ドライバーの交通事故防止を図るため、高齢者交通安全教室を開催します。

また、横断歩道における歩行者優先などのルールの遵守やマナーの向上に向けた意識の啓発に努めます。

※令和元年度実績は、コロナ禍前の実績として、参考に掲載しております。

◆交通安全アドバイザー活動事業

	令和元年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み	令和8年度目標
アドバイザー数	246人	241人	236人	250人

◆高齢者交通安全対策事業

	令和元年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み	令和8年度目標
開催回数	90回	89回	99回	100回

◆高齢者の交通事故防止

	令和元年中実績	令和4年中実績	令和5年中実績	令和8年中目標
高齢者の交通事故件数	408件	337件	347件	337件以下

(2) 地域の連携で支える雪対策等の推進

① 歩道除雪の推進

高齢者の生活行動範囲の広がりやひとり暮らし高齢者の増加に伴い、人通りの多い駅周辺や公共施設に通じる歩道などの除雪要望に対応するため、今後さらに、市民の皆さんの理解と協力を得て歩道除雪の推進に努めます。

② 地域ぐるみ除雪活動の推進

冬期間の積雪により市民生活に支障が生じないよう、除排雪など雪対策の推進が必要であり、特に高齢者世帯などの屋根雪下ろしは、地域の協力が不可欠となっています。

このことから、屋根雪下ろし等支援協力者の登録や情報提供に努め、各地域の実情に応じた除排雪体制を検討していくとともに、豪雪地帯における高齢者世帯への支援を行います。

また、日常生活に利用する道路や歩道の除排雪についても、小型除排雪機の貸し出しや購入助成などを通じて、地域ぐるみの除雪活動を推進します。

(3) 災害対策の推進

高齢者は、災害による被害者となるケースが多いことから、避難行動要支援者への支援など、災害時の迅速な避難等の体制整備に努めます。

① 避難行動要支援者支援の推進

近年の地震や集中豪雨などの自然災害では、自力で避難することが困難で避難に支援を必要とする高齢者や障害者などのいわゆる避難行動要支援者の被害が多くみられます。

このため、避難行動要支援者が地域の中で支援を受けることができる環境を平素から整備し、いざ災害が発生すれば地域の支援者などから、災害時の情報提供や避難の手助けを受けて、安全に避難する仕組みづくりを推進します。

② 自主防災組織の育成等

地域を主体とした活動を推進するため、一人ひとりが災害に対する備えや災害時の初期対応を迅速に進めることのできる地域ぐるみの防災対策を確立することが重要です。

このため、防災意識の向上を図るとともに、お互い顔の見える防災組織(自主防災組織)の結成を促し、その育成に努めます。

※令和元年度実績は、コロナ禍前の実績として、参考に掲載しております。

◆自主防災組織の組織率

	令和元年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み	令和8年度目標
組織率	68.8%	75.3%	75.7%	80.0%

※組織率は全世帯に占める自主防災組織加入世帯の割合

③ 木造住宅の耐震化の推進

近年、我が国では、平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震など、地震災害が頻発し、甚大な被害に見舞われており、中でも、現在の耐震基準に合わない建築物に多くの被害が見られており、「建築物の安全性の確保」が求められています。

このことから、木造住宅耐震改修等支援事業を行いながら、耐震基準を満たすことの重要性や耐震改修の普及啓発、災害に備えた体制づくりの促進に努めます。

④ 河川水位監視システムによる河川の水位観測情報等の公開【新規】

市民が自主的に浸水被害軽減のための対策を実施するための支援として、センサーネットワークを利用した河川の水位観測情報や雨量情報を公開し、災害対策に向けた市民の自助・共助を促します。

(4) 防犯・消費生活対策の推進

① 火災予防の推進

高齢者にとって安全で安心な環境づくりのため、火災予防に関する出前講座の開催やひとり暮らし高齢者家庭の防火訪問を実施します。

また、住宅火災での逃げ遅れによる死者の低減を図るため、火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器等の設置及び維持管理と、燃えにくい繊維で作られた防災物品（カーテン等）や防災製品（寝具・衣類等）の使用の促進に努めます。

※令和元年度実績は、コロナ禍前の実績として、参考に掲載しております。

◆出前講座の実施

	令和元年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み	令和8年度目標
実施回数	164回	113回	150回	200回

◆ひとり暮らし高齢者家庭の防火訪問の実施

	令和元年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み	令和8年度目標
実施件数	1,108件	1,079件	1,500件	1,600件

◆住宅用火災警報器の設置率

	令和元年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み	令和8年度目標
設置率	85.4%	85.0%	86.0%	90.0%

② 応急手当普及啓発の推進

救急で搬送される高齢者の割合が年々高くなっており、その場に居合わせた方が応急手当をする必要性が高くなってきています。このため、いざというときに適切な応急手当が行えるよう、人工呼吸や心臓マッサージ、自動体外式除細動器（AED）の取扱いを習得する救命講習会の開催を推進するとともに、救急事故防止も含めた普及啓発に努めます。

◆救命講習会の受講者数

	令和元年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み	令和8年度目標
受講者数	17,742人	10,198人	16,000人	16,000人

③ 悪質商法などの消費者トラブルの防止

高齢者は、老後の生活資金の蓄えが多い傾向にある一方で、年齢とともに判断力が衰え、情報に疎くなるなど、悪質業者に狙われやすい状況があります。

消費生活相談員が消費生活に関する苦情や悪質商法によるトラブル、多重債務の相談に応じ、必要な助言、あっせんを行います。

また、特殊詐欺や悪質商法による被害を未然に防止するため、65歳以上の高齢者世帯を対象に、迷惑電話防止機能を搭載した電話機などを購入した場合、購入費用の一部を補助します。

さらに、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯も増えており、悪質商法に関わる消費者トラブルが多いことから、高齢者の被害防止と被害の早期発見につなげるために出前講座等を通して啓発活動を積極的に推進します。

※令和元年度実績は、コロナ禍前の実績として、参考に掲載しております。

◆消費生活講座の実施

	令和元年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み	令和8年度目標
実施回数	84回	48回	70回	継続実施

④ クマによる人身被害の防止

近年、中山間地域等を中心とした集落周辺等でクマによる人身被害事故が複数発生しており、被害にあった方の多くが高齢者となっています。

このことからクマ出没時は、高齢者を始めとする地域住民の方々に対し、クマの出没情報等を迅速に発信し、注意を呼び掛けるとともに、市関係部局や警察、市内猟友会等が連携をとりながら、周辺住民への周知や出没場所周辺のパトロール、捕獲活動等を実施し、クマによる人身被害の防止に努めます。

また、高齢者団体や地域町内会団体等への出前講座等を通して、クマによる人身被害に遭わないための対策等の情報について周知に努めます。

⑤ 農業用水路の転落防止対策

生活の身近なところに農業用水路が張り巡らされていることから、ワークショップの開催やポスター掲示等による安全啓発の積極的な推進や水路管理者が実施する防護柵設置等の安全施設整備に対し支援を行い、農業用水路への転落事故防止に努めます。